

宇多津町地域防災計画

(津波対策編)

平成27年3月

宇多津町防災会議

目 次

第1章 総 則	1
第1節 目 的	3
第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務または業務の大綱	3
第3節 町計画の周知徹底及び修正	14
第4節 被害想定	15
第5節 津波防災対策の推進	15
第6節 南海トラフ地震の特徴及び対応方針	15
第7節 津波防災地域づくりの推進に関する対応方針	16
第8節 町民運動の展開（町民すべてによる防災対策の推進）	17
第2章 災害予防計画	19
第1節 防災知識の普及計画	21
第2節 自主防災組織の育成に関する計画	21
第3節 総合防災訓練計画	21
第4節 ライフライン等災害予防計画	21
第5節 津波災害予防対策	22
第6節 火災予防計画	22
第7節 危険物施設等災害予防計画	22
第8節 都市防災対策計画	23
第9節 建造物等災害予防対策	23
第10節 地盤災害予防対策	23
第11節 公共施設災害予防対策	23
第12節 防災施設等整備計画	23
第13節 防災業務体制整備計画	23
第14節 緊急輸送体制整備計画	24
第15節 避難計画	24
第16節 医療計画	24
第17節 防疫、保健衛生計画	24
第18節 ごみ及び災害廃棄物処理計画	24
第19節 要配慮者対策計画	24
第20節 文教災害予防計画	25
第21節 ボランティア活動環境整備計画	25
第22節 愛玩動物の保護計画	25

第23節 帰宅困難者対策計画	25
第24節 業務継続計画（BCP）策定計画	25
第3章 災害応急対策計画	27
第1節 活動体制計画	29
第2節 広域応援計画・広域避難受入計画	37
第3節 自衛隊災害派遣要請計画	37
第4節 津波情報等伝達計画	38
第5節 災害情報収集・伝達計画	46
第6節 通信運用計画	46
第7節 広報計画	46
第8節 津波避難計画	47
第9節 二次災害防止対策	50
第10節 消防に関する計画	50
第11節 水防活動に関する対策	51
第12節 輸送対策	51
第13節 給食計画	51
第14節 給水計画	51
第15節 生活必需品等供給計画	52
第16節 医療救護計画	52
第17節 公共施設の応急復旧に関する対策	52
第18節 危険物施設等災害応急対策計画	52
第19節 防疫、保健衛生計画	52
第20節 廃棄物処理計画	52
第21節 遺体の搜索、処理、火葬・埋葬計画	53
第22節 文教対策計画	53
第23節 住宅の応急確保対策	53
第24節 社会秩序維持計画	53
第25節 ライフライン等応急復旧計画	53
第26節 農林水産関係応急対策計画	53
第27節 ボランティア受入計画	54
第28節 要配慮者応急対策計画	54
第29節 災害救助法の適用計画	54

第4章 災害復旧計画.....	55
第1節 復旧・復興の基本方針.....	57
第2節 民生安定のための緊急措置に関する計画.....	57
第3節 激甚災害の指定に関する計画.....	57

第1章 総 則

第1節 目 的

第1 計画の目的

この計画は、本町における地震災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、町及び指定地方行政機関、指定地方公共機関、町指定公共機関及び公共的団体等その他防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務または業務の大綱等を定め、これにより地震防災対策を総合的かつ計画的に推進し、町土並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

第2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づく「宇多津町地域防災計画」の「津波対策編」として宇多津町防災会議が作成する計画であり、この計画に定めのない事項については「宇多津町地域防災計画（地震対策編）」の定めるところによる。

また、この「地震対策編」は、「津波対策編」とともに、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画を含むものである。

第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務または業務の大綱

第1 防災関係機関及び町民の責務

1 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施し、災害に的確かつ迅速に対応することができる地域づくりに努める。

2 県

県は、町を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、活動の総合調整を行い、町及び関係機関と連携し、災害に強い県土づくり及びネットワークづくりに努める。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、町及び防災関係機関の防災活動に協力する。

6 町民

町民は、災害時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努めるものとする。

また、地域において相互に連携して防災対策を行うよう努める。

第2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 町

- 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務
- 防災に関する組織の整備
- 防災訓練の実施
- 防災知識の普及及び防災意識の啓発
- 防災教育の推進
- 自主防災組織の結成促進及び育成指導
- 防災に関する施設等の整備及び点検
- 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- 特別警報の住民への周知措置
- 避難準備情報、避難勧告及び避難指示の発令並びに避難所の開設
- 避難行動要支援者の避難支援活動
- 消防、水防その他の応急措置

- 被災者の救助、救護その他保護措置
- 被災した児童・生徒の応急教育
- 被災者の廃棄物処理、防疫その他保健衛生活動の実施
- 緊急輸送等の確保
- 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保
- 災害復旧の実施
- ボランティア活動の支援
- その他災害の防ぎよ又は拡大防止のための措置

(2) 坂出市消防本部

- 防災教育及び消防訓練
- 消防資機材等の点検及び整備
- 災害情報等の収集及び必要な広報
- 火災等の応急措置及び被害拡大防止措置
- 被災者、負傷者等の救出・救助及び搬送

(3) 宇多津町消防団

- 防災教育及び消防訓練
- 消防資機材等の点検及び整備
- 災害情報等の収集及び必要な広報
- 火災等の応急措置及び被害拡大防止措置
- 被災者、負傷者等の救出・救助及び搬送

(4) 県（中讃土木事務所、中讃土地改良事務所、中讃保健福祉事務所含む）

- 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務
- 防災に関する組織の整備
- 防災訓練の実施
- 防災知識の普及及び防災意識の啓発
- 防災教育の推進
- 自主防災組織の結成促進及び育成指導
- 防災に関する施設等の整備及び点検
- 他県、市町及び防災関係機関との連絡調整並びに広域的調整
- 災害に関する情報の収集、伝達及び広報

- 特別警報の市町への通知
- 被災者の救助、救護その他保護措置
- 被災した児童・生徒の応急教育
- 緊急輸送等の確保
- 被災地の廃棄物処理に必要な措置、防疫・保健衛生活動の実施
- 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保
- 交通規制、犯罪の予防その他社会秩序の維持に必要な措置
- 災害復旧の実施
- ボランティア活動の支援
- その他災害の防ぎよ又は拡大防止のための措置

(5) 坂出警察署

- 災害情報の収集・伝達及び被害実態の把握
- 被災者の救出救助及び避難指示
- 交通規制及び管制
- 広域応援等の要請及び受入れ
- 遺体の検視（見分）等の措置
- 犯罪の予防及び取締り、その他治安の維持

(6) 指定地方行政機関

ア 四国管区警察局

- 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導、調整
- 警察庁及び他管区警察局との連携
- 管区内防災関係機関との連携
- 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡
- 警察通信の確保及び統制
- 警察災害派遣隊の運用
- 管区内各県警察の津波警報等の伝達

イ 四国厚生支局

- (独)国立病院機構等関係機関との連絡調整

ウ 香川労働局（坂出労働基準監督署、坂出公共職業安定所）

- 産業労働災害防止についての監督指導
- 被災労働者に対する救助、救急措置等に関する協力及び迅速・適正な労災補償の実施

- 二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害防止の指導
- 災害復旧工事等に従事する労働者の安全及び衛生の確保
- 被災事業所の再開についての危害防止上必要な指導
- 被災失業者に対する職業斡旋、失業給付の支給等

エ 中国四国農政局（高松地域センター）

- 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業施設等の防護
- 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導
- 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導
- 農作物、農地、農業用施設等の被害状況の取りまとめ
- 被災地への営農資材の供給の指導
- 被災地における病虫害防除所、家畜保健衛生所の被害状況の把握
- 災害時における農地、農業用施設等の応急措置の指導並びにそれらの災害復旧事業の実施及び指導
- 地方公共団体への土地改良機械の緊急貸付
- 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等の指導

オ 四国地方整備局（香川河川国道事務所、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）・リエゾン）

- 河川、道路等の防災対策及び災害対策の実施に関する事項
- 港湾施設、海岸保全施設の整備と防災管理
- 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策の指導
- 海上の流出油等に対する防除措置
- 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導
- 飛行場の災害復旧

カ 四国総合通信局

- 電気通信施設の整備のための調整及び電波の統制監理
- 被災地における電気通信の確保のための応急対策及び非常通信の運用管理

キ 四国財務局

- 公共土木施設及び農林水産業施設等の災害復旧事業の査定立会
- 地方公共団体に対する災害融資
- 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付
- 災害時における金融機関の業務運用の確保及び金融上の措置

ク 四国経済産業局

- 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保
- 防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保
- 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等

ケ 四国運輸局（香川運輸支局）

- 輸送機関、その他関係機関との連絡調整
- 陸上及び海上における緊急輸送の確保
- 自動車運送事業者、海上運送事業者及び鉄道事業者の安全輸送の確保等に係る災害応急対策の指導

コ 大阪管区气象台（高松地方气象台）

- 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表
- 気象業務に必要な観測体制の充実並びに、予報・通信等の施設及び設備の整備
- 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達、並びに防災機関や報道機関を通じた住民への周知
- 気象庁が発表する緊急地震速報に関する利用の心得などの周知・広報
- 避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力
- 災害の発生が予測されるときや、災害発生時において、気象状況の推移やその予想の解説等
- 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

サ 第六管区海上保安本部（高松海上保安部、坂出海上保安署）

- 特別警報・警報等の伝達、情報の収集、海難救助等
- 災害時における人員及び物資の緊急輸送
- 海上における流出油等の防除等、交通安全の確保、治安の維持
- 航路標識等の整備

シ 中国四国地方環境事務所（高松事務所）

- 環境保全上緊急に対応する必要がある有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関する事
- 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集・伝達に関する事

ス 中国四国防衛局（高松防衛事務所）

- 災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整
- 災害時における米軍部隊との連絡調整

セ 四国森林管理局（香川森林管理事務所）

- 国有林野の治山、治水事業の実施
- 国有保安林の整備保全
- 災害復旧用木材（国有林）の供給

ソ 中国四国産業保安監督部 中国四国産業保安監督部四国支部

- 高圧ガス、火薬類、液化石油ガスに関する保安の確保
- 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等

タ 大阪航空局（高松空港事務所）

- 空港施設の整備及び点検
- 災害時の飛行規制等とその周知
- 緊急輸送の拠点としての機能確保
- 遭難航空機の捜索及び救助

(7) 自衛隊

- 災害派遣の実施

（被害状況の把握、人命の救助、水防活動、消防活動、人員及び物資の緊急輸送、道路又は水路の啓開、応急医療等の実施、通信支援、炊飯、給水及び入浴の支援、危険物の除去等）

(8) 指定公共機関

ア 日本銀行（高松支店）

- 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
- 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
- 金融機関の業務運営の確保に係る措置
- 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
- 各種措置に関する広報

イ 日本赤十字社（香川県支部）

- 救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施
- 輸血用血液の確保供給
- 救援物資の備蓄及び供給
- 義援金の募集及び配分
- ボランティア活動の体制整備及び支援

ウ 四国旅客鉄道(株)

- 鉄道施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧

- 列車の運行規制及び旅客の避難、救護の実施
 - 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力
- エ NTT西日本(株) (香川支店)、KDDI(株) (四国支店)、(株)NTTドコモ四国支社、NTTコミュニケーションズ(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)
- 電気通信施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧
 - 災害時における非常緊急通話の確保
- オ 四国電力(株) (坂出営業所)
- 電力通信施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧
 - 災害時における電力の供給確保
- カ 日本郵便株式会社四国支社 (宇多津郵便局、宇多津網の浦郵便局)
- 郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持
 - 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あての救助用郵便物の料金免除
 - 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
- キ 日本放送協会 (高松放送局)
- 予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害放送の実施
 - 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道
 - 社会事業団体等による義援金品の募集等に対する協力
- ク 日本通運(株) (香川支店)
- 災害時における陸上輸送の確保
- ケ (独) 水資源機構吉野川局
- 香川用水の防災対策及び災害応急対策の実施
- コ (独) 国立病院機構中四国ブロック事務所
- 災害時における (独) 国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援
 - 広域災害における (独) 国立病院機構からの災害医療班の派遣、輸送手段の確保の支援
 - 災害時における (独) 国立病院機構の被災情報収集、通報
 - (独) 国立病院機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援
- サ 西日本道路(株)四国支社
- 高松自動車道の防災対策及び災害応急対策の実施
- シ 本州四国連絡高速道路(株) (坂出管理センター)
- 瀬戸中央自動車道の防災対策及び災害応急対策の実施

(9) 指定地方公共機関

ア 四国ガス㈱ (丸亀支店)

- ガス施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧
- 災害時におけるガス供給の確保

イ (一社)香川県バス協会、(一社)香川県トラック協会

- 災害時における陸上輸送の確保

ウ (株)四国新聞社、(株)瀬戸内海放送、西日本放送㈱、山陽放送㈱、岡山放送㈱、テレビせとうち㈱、(株)エフエム香川

- 予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害報道の実施
- 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道

エ (一社)香川県医師会

- 災害時における収容患者の医療の確保
- 災害時における負傷者等の医療救護

オ (公社)香川県看護協会

- 被災した医療機関、社会福祉施設、福祉避難所での活動
- 災害時における救護所、避難所等での医療救護活動
- 大規模災害時における日本看護協会を通じた他県看護協会への災害支援ナースの応援要請

カ (一社)香川県L Pガス協会

- L Pガス施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧
- 災害時におけるL Pガス供給の確保

(10) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

ア 香川県下水道公社 (大東川浄化センター)

- 県の下水道の防災対策及び災害応急対策の実施

イ 香川県農業協同組合 (宇多津支店)

- 関係機関が行う被害調査の協力
- 被災施設等の災害応急対策
- 被災組合員に対する融資等の斡旋

ウ 坂出市医師会、綾歌郡歯科医師会、坂出市薬剤師会、医療機関

- 災害時における収容患者の医療の確保
- 災害時における負傷者等の医療救護
- 災害時における医療資機材及び医薬品等の確保

エ 社会福祉施設、学校等の管理者

- 災害時における入所者、生徒等の安全の確保
- 災害時における被災者等の一時収容等応急措置に対する協力

オ 宇多津町社会福祉協議会

- 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付
- ボランティア活動の体制整備及び支援

カ 宇多津商工会

- 関係機関が行う被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋等の協力
- 物資等の供給確保及び物価安定についての協力

キ 石油類等取扱機関

- 石油類の防災管理
- 被災時における石油類の供給

ク 宇多津町L Pガス協会及びL Pガス取扱機関

- L Pガスの防災管理
- 被災時におけるL Pガスの安定供給

ケ 輸送機関

- 輸送施設等の整備と防災管理
- 災害時における輸送の確保
- 防災機関の行う輸送活動の協力
- 被災施設の調査と災害復旧

コ 宇多津町建設業組合及び宇多津町上下水道工事業組合

- 町災害対策本部の行う災害応急対策の協力
- 町災害対策本部の行う災害応急対策に使用する資機材の提供協力

サ 宇多津町婦人会

- 町災害対策本部の行う救護活動の協力

シ 危険物施設の管理者

- 災害時における危険物の保安措置

ス 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客（貨物）運送事業者、建設業者等）

- 事業活動の継続的实施及び町が実施する防災に関する施策への協力に関すること。

セ 宇多津漁業共同組合

- 関係機関が行う被害調査の協力

- 被災施設等の災害応急対策
- 被災組合員に対する融資等の斡旋

(11) 町民

- 自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携して防災対策を行う。
- 防災訓練及び研修に積極的に参加するなどして、地震や台風等の自然現象の特徴、予測される被害、災害発生時の備え、災害発生時に取るべき行動に関する知識の習得に努める。
- 生活地域における地形、地質、過去の災害記録等の情報を収集するよう努める。
- 避難場所・避難所、避難の経路及び方法、家族との連絡方法等をあらかじめ家族で確認しておく。
- 建築物の所有者は、当該建物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努める。
- 家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策をとるよう努める。
- ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機を設置する者は、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努める。
- 被害拡大防止のため、消火器等を準備しておくよう努める。
- 災害発生に備えて、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、ラジオ等の情報収集の手段を用意しておくよう努める。
- 高齢者、障がい者等で避難に支援が必要となる者は自主防災組織等に、避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。
- 自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。
- 災害発生し、又は発生のおそれがある場合には、災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難する。また町が避難勧告、避難指示を発令したときは速やかにこれに応じて行動する。
- 避難者は、自主防災組織等によって定められた行動基準に従って行動する。

(12) 自主防災組織

- あらかじめ災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度を確認するよう努める。
- 避難場所等の場所、避難の経路及び方法を確認するよう努める。
- 災害が発生する危険性が高い場所や避難経路や避難所など防災に関する情報を示した災害予測地図・防災地図（ハザードマップ）を作成するよう努める。

- 避難行動要支援者への避難誘導、避難支援等を行うための体制を整備するよう努める。
- 災害時等に地域住民が取るべき行動について、災害発生時、避難途中、避難場所等における行動基準を作成し、周知するよう努める。
- 地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るために研修を行うよう努める。
- 地域の実情に応じて、必要となる資機材及び物資を備蓄しておくよう努める。
- 町が行う避難情報等の発表基準や、町と自主防災組織との役割分担等についてあらかじめ町と協議し、地域に密着した防災対策が実施されるよう努める。
- 町、事業者、公共的団体、その他関係団体と連携するよう努める。
- 災害時、地域における情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行う。

(13) 事業者

- 災害時に来客者、従業員等の安全を確保し、業務を継続するため、あらかじめ防災対策の責任者及び災害時に従業員が取るべき行動等を定めて、従業員に対して研修等を行うよう努める。
- 管理する施設を避難場所等として使用すること、その他防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるものとする。
- 町が実施する防災対策の推進に協力するよう努める。
- 災害時における来客者、従業員等の安全確保と地域住民及び自主防災組織と連携した情報収集、提供、救助、避難誘導等を実施する。

第3節 町計画の周知徹底及び修正

この計画は、町の関係職員、関係行政機関、関係公共機関、その他防災に関する主要な施設の管理者等に周知徹底させるとともに、適宜町民にも広く周知を図るものとする。

また、この計画は、毎年検討を加え、必要な修正があると認めるときは、速やかに修正するものとする。

第4節 被害想定

津波に関する被害想定については、県が平成24年度～平成25年度にかけて実施している、香川県地震・津波被害想定調査（平成24年度～平成25年度）から、宇多津町の調査結果を示す。

なお、津波に関する被害想定については、地震対策との関連が大きいため、地震対策編にて総合的に記載しており、「地震対策編 第1章 第4節 被害想定」を参照する。

第5節 津波防災対策の推進

「地震対策編 第1章 第5節 地震・津波防災対策の推進」を参照する。

第6節 南海トラフ地震の特徴及び対応方針

「地震対策編 第1章 第6節 南海トラフ地震の特徴及び対応方針」を参照する。

第7節 津波防災地域づくりの推進に関する対応方針

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）が施行されたことを受け、将来起こりうる津波災害を防止・軽減するため、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防ぎよ」による「津波防災地域づくり」を総合的に推進するものとする。

1 基本理念

津波防災地域づくりにおいては、最大クラスの津波が発生した場合でも「なんとしても人命を守る」という考え方で、地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防ぎよ」の発想により、国、県及び町の連携・協力の下、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を効率的かつ効果的に推進することを基本理念とする。

2 基礎調査の実施

町は、津波対策の基礎となる3の津波浸水想定の設定等のため、海域・陸域の地形、土地利用の状況等の調査（以下、この節において「基礎調査」という。）を国や県と連携・協力して計画的に実施するものとする。

3 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の作成

県が実施するの津波浸水想定等を踏まえて、町は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努めるものとする。

4 津波からの防護のための施設の整備方針等

(1) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波の被害が予想される地域において、防潮堤、堤防、水門等の点検、補強等の施設整備を推進するものとする。

(2) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、定期的に施設の点検・巡視等を実施するとともに、津波への迅速な対応が可能になるように、水門、陸閘等の閉鎖を迅速確実に行うための体制、手順や平常時の管理方法等について定め、訓練の実施に努めるものとする。

また、陸閘の常時閉鎖に努め、町はそのための啓発等を行うものとする。

なお、水門等の閉鎖手順等を定める場合には、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。

(3) 河川、海岸、港湾、漁港及び下水道等の管理者は、地震の発生に備えて、それぞれが管理

する内水排除施設について、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

(4) 町は、津波により孤立が懸念される地域のヘリコプター臨時離発着場、港湾、漁港等の整備に努めるものとする。

(5) 町は、住民に対して津波警報等の迅速な伝達を行うため、同報無線等の防災行政無線の活用等を図る。

5 海岸保全施設の整備等

各海岸管理者は、海岸の高潮及び津波予防事業として、高潮対策事業等により海岸保全施設の整備を行う。

6 行政関連施設等の津波災害対策

行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災機能の充実に努める。

特に、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波対策については、万全を期するものとする。

第8節 町民運動の展開（町民すべてによる防災対策の推進）

「地震対策編 第1章 第7節 町民運動の展開（町民すべてによる防災対策の推進）」を参照する。

第 2 章 災害予防計画

第1節 防災知識の普及計画

「地震対策編 第2章 第1節 防災知識の普及計画」を参照する。

第2節 自主防災組織の育成に関する計画

「地震対策編 第2章 第2節 自主防災組織の育成に関する計画」を参照する。

第3節 総合防災訓練計画

「地震対策編 第2章 第3節 総合防災訓練計画」を参照する。

第4節 ライフライン等災害予防計画

「地震対策編 第2章 第4節 ライフライン等災害予防計画」を参照する。

第5節 津波災害予防対策

第1 現況

1 潮位状況の把握

県下には、潮位を掌握するための潮位観測所が4箇所あり、県の防災情報システムにより、潮位情報を把握する。

第2 津波警戒の周知徹底

津波危険予想地域の住民に対し、防災行政無線及び広報車等により、津波警戒に関する次の内容の周知徹底を図るものとする。

- 1 強い震度（震度4程度以上）を感じたら、すぐ海岸から離れること。
- 2 ラジオ、テレビ等で、正しい情報を入手すること。
- 3 津波警報が発表されたら、海岸付近にいる人は直ちに高台等に避難すること。
- 4 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わないこと。
- 5 津波はくり返し襲ってくるので、警報、注意報が解除になるまで気をゆるめないこと。

第3 海面監視

地震発生後、直ちに始まる海面変動とその後襲ってくる津波に対して、津波予報や避難指示等の情報伝達が間に合わないことがあるので、海岸付近で強い地震を感じたら、直ちに海面監視を開始する。

監視場所は、津波の早期発見に適した場所で、監視人の安全を確保できる場所に設定する。

第6節 火災予防計画

「地震対策編 第2章 第5節 火災予防計画」を参照する。

第7節 危険物施設等災害予防計画

「地震対策編 第2章 第6節 危険物施設等災害予防計画」を参照する。

第 8 節 都市防災対策計画

「地震対策編 第 2 章 第 7 節 都市防災対策計画」を参照する。

第 9 節 建造物等災害予防対策

「地震対策編 第 2 章 第 8 節 建造物等災害予防対策」を参照する。

第 1 0 節 地盤災害予防対策

「地震対策編 第 2 章 第 9 節 地盤災害予防対策」を参照する。

第 1 1 節 公共施設災害予防対策

「地震対策編 第 2 章 第 1 0 節 公共施設災害予防対策」を参照する。

第 1 2 節 防災施設等整備計画

「地震対策編 第 2 章 第 1 1 節 防災施設等整備計画」を参照する。

第 1 3 節 防災業務体制整備計画

「地震対策編 第 2 章 第 1 2 節 防災業務体制整備計画」を参照する。

第14節 緊急輸送体制整備計画

「地震対策編 第2章 第13節 緊急輸送体制整備計画」を参照する。

第15節 避難計画

「地震対策編 第2章 第14節 避難計画」を参照する。

第16節 医療計画

「地震対策編 第2章 第15節 医療計画」を参照する。

第17節 防疫、保健衛生計画

「地震対策編 第2章 第16節 防疫、保健衛生計画」を参照する。

第18節 ごみ及び災害廃棄物処理計画

「地震対策編 第2章 第17節 ごみ及び災害廃棄物処理計画」を参照する。

第19節 要配慮者対策計画

「地震対策編 第2章 第18節 要配慮者対策計画」を参照する。

第 2 0 節 文教災害予防計画

「地震対策編 第 2 章 第 1 9 節 文教災害予防計画」を参照する。

第 2 1 節 ボランティア活動環境整備計画

「地震対策編 第 2 章 第 2 0 節 ボランティア活動環境整備計画」を参照する。

第 2 2 節 愛玩動物の保護計画

「地震対策編 第 2 章 第 2 1 節 愛玩動物の保護計画」を参照する。

第 2 3 節 帰宅困難者対策計画

「地震対策編 第 2 章 第 2 2 節 帰宅困難者対策計画」を参照する。

第 2 4 節 業務継続計画（BCP）策定計画

「地震対策編 第 2 章 第 2 3 節 業務継続計画（BCP）策定計画」を参照する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

第1 災害対策本部

1 設置基準

町長は、地震・津波災害が発生し、または発生する恐れがあるときは、災害応急対策を実施するため、次の基準に該当する場合、災害対策本部を設置する。

町長は、本町の地域において災害の恐れが解消したとき、または災害応急対策がおおむね完了したと認められるときは、災害対策本部を解散する。

災害対策本部設置基準

- a 宇多津町で震度6弱以上の地震が観測されたとき。
- b 宇多津町で震度5弱以上の地震が観測され、地域内に大規模な災害が発生し、または発生するおそれがあるとき
- c 香川県に津波警報又は大津波警報（特別警報）が発表されたとき

2 設置場所

災害対策本部の設置場所は、原則として危機管理課内とする。

3 組織及び事務分掌

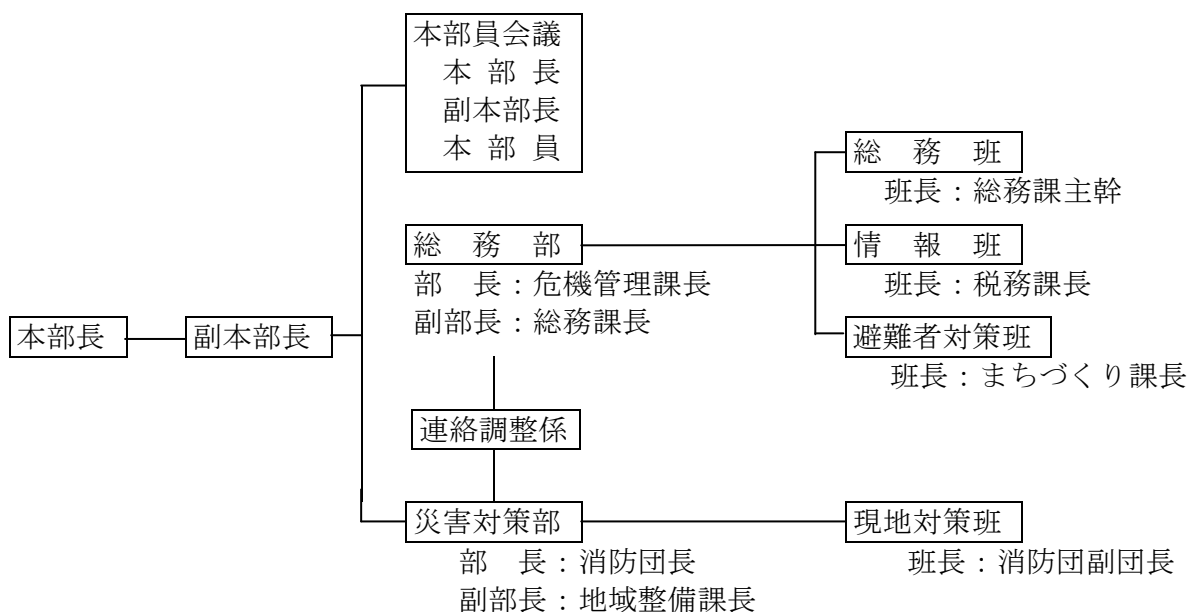
- (1) 本部長（町長）は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- (2) 副本部長（副町長・教育長）は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を副町長が代理する。なお、副町長に事故があるときは、教育長がその職務を代理する。
- (3) 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員を構成員とする。本部員会議においては、災害対策に関する重要事項を協議決定する。
- (4) 本部の事務を処理するため、本部に事務局を置く。
- (5) 事務局長（危機管理課長）は、本部長の命を受け、本部の事務処理及び職員を指揮監督する。

また、本部長、副本部長に事故あるときは、本部長の職務を代理する。

- (6) 本部長は、激甚な被害を受けた地区における災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、必要に応じて現地対策本部を設置する。
- (7) 災害対策本部の組織及び各班の事務分掌は次のとおりである。

ア 組織図

本部長	副本部長	本 部 員
町 長	副町長 教育長	危機管理課長、総務課長、議会事務局長、地域整備課長、まちづくり課長、水道課長、税務課長、出納室長（会計管理者）、保健福祉課長、健康増進課長、住民生活課長、教育委員会教育次長、教育委員会学校教育課長、教育委員会生涯学習課長、坂出宇多津広域行政事務組合次長、消防団長、消防団副団長



イ 各班事務分掌

部・班	所 属	所 掌 事 務
総 務 部 総 務 班	危機管理課 総 務 課 議会事務局 広 域 行 政	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部の運営に関する事。 2 本部長の秘書に関する事。 3 本部長の指示・命令の伝達に関する事。 4 各部・各班との連絡調整に関する事。 5 職員の動員及び配備に関する事。 6 公用車の配備に関する事。 7 庁舎の保全に関する事。 8 本部員の給食等厚生に関する事。 9 本町防災会議に関する事。 10 県及びその他関係機関に対する連絡及び応援要請に関する事。 11 自衛隊派遣要請に関する事。 12 他の市町職員の応援要請に関する事。 13 情報の受領及び伝達に関する事。 14 気象情報、地震・津波情報の収集及び通報連絡に関する事。 15 避難準備情報、避難勧告、指示の決定に関する事。

部・班	所属	所掌事務
		16 災害救助法の適用に関すること。 17 被害状況の取りまとめに関すること。 18 避難所の食料等厚生物資の調達に関すること。 19 建設業組合等に協力を要請すること。 20 災害関係の予算及び財政措置に関すること。 21 罹災証明書の発行に関すること。 22 他班への応援に関すること。
情報班	税務課 出納室	1 町民に対する広報・情報の伝達及び人心の安定に関すること。 2 報道機関との連絡に関すること。 3 被害箇所の写真等記録に関すること。 4 避難準備情報、避難勧告、指示の伝達に関すること。 5 罹災者の安否問い合わせ及び行政相談に関すること。 6 他班への応援に関すること。
避難者対策班	まちづくり課 住民生活課 保健福祉課 健康増進課 教育委員会	1 所管施設の保全に関すること。 2 避難所の設置及び同施設の管理・保全・運営に関すること。 3 福祉避難所に関すること。 4 災害救助法の実施（施行）に関すること。 5 救助物資の保管及び配給に関すること。 6 義援金品等の受付及び配分に関すること。 7 日赤奉仕団との連絡に関すること。 8 一人暮らしの高齢者等との連絡及びその救援に関すること。 9 罹災した高齢者の緊急受入れに関すること。 10 医療救護班編制派遣に関すること。 11 協力医療機関との連絡に関すること。 12 自主防災組織との連絡調整、活動支援に関すること。 13 感染症の予防に関すること。 14 罹災による身元不明の遺体の収容及び埋火葬に関すること。 15 被災者の健康相談、精神保健に関すること。 16 児童生徒及び子どもの避難・保護に関すること。 17 罹災児童生徒及び子どもの教育保育対策に関すること。 18 各保護者会・PTAとの連絡に関すること。 19 社会福祉協議会との連携に関すること。 20 社会福祉施設との連絡調整に関すること。 21 要配慮者の支援に関すること。 22 消毒及び防疫に関すること。 23 罹災者に対する生業資金の融資等災害相談に関すること。
	(衛生現業)	24 じん芥の収集及びし尿の汲取りに関すること。 25 一般廃棄物及びがれきの処理に関すること。

部・班	所属	所掌事務
	(保育所)	26 保育所の保全に関する事。 27 子どもの避難に関する事。 28 避難所の応援に関する事。
	(幼稚園)	29 幼稚園の保全に関する事。 30 園児の避難に関する事。 31 避難所の応援に関する事。
	(給食センター)	32 炊き出しに関する事。 33 災害時における学校給食に関する事。
		34 災害ボランティアの受入に関する事。 35 他班への応援に関する事。
災害対策部 災害対策班	消 防 団 地域整備課 水 道 課	1 所管施設の保全に関する事。 2 所管施設・業務の被害調査に関する事。 3 災害危険箇所の巡視警戒に関する事。 4 災害現地の状況調査に関する事。 5 災害現地への出動及び救護に関する事。 6 災害現地の予防応急対策に関する事。 7 被災宅地及び被災建築物の応急危険度判定に関する事。 8 被災時の飲料水対策に関する事。 9 上下水道施設の災害対策に関する事。 10 障害物の除去に関する事。 11 水防活動に関する事。 12 災害応急資機材の調達に関する事。 13 被災住宅の対策に関する事。 14 応急仮設住宅の建設及び入居者選定に関する事。 15 他班への応援に関する事。
連絡調整係	危機管理課 総務課	1 総務部と災害対策部との連絡調整に関する事。
その他	危機管理課 総務課 税務課 保健福祉課	1 被害家屋等の調査及び被害認定に関する事。

(注) 本表に記載されていない事項の分担は、そのつど本部長が定めるものとする。

第2 動員配備

- 職員等の動員配備の基準及び人員は、災害対策本部設置の有無にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 地震災害

種 別	動 員 時 期	配 備 内 容
第 1 次 (準備態勢)	1 宇多津町に緊急地震速報が発表されたとき、または宇多津町で震度4の地震が観測されたとき。 2 その他必要により町長(本部長)が指定したとき。	情報連絡活動を主とし、次の各班が待機し、災害対策にあたる。 総 務 班 危機管理課全職員 総務課全職員 警 戒 班 地域整備課全職員 水道課全職員 消防団全団員 連絡調整係 危機管理課・総務課職員
第 2 次 (警戒態勢)	1 宇多津町で震度5弱及び5強の地震が観測されたとき。 2 その他の状況により、町長(本部長)が指定したとき。	事態の推移に伴い速やかに第3次動員態勢に切替え得る態勢とする。 情報対策部 総 務 班 危機管理課全職員 総務課全職員 議会事務局係長以上職員 情報連絡班 税務課係長以上職員 出納室係長以上職員 避難所準備班 まちづくり課係長以上職員 住民生活課係長以上職員 保健福祉課係長以上職員 健康増進課係長以上職員 教育委員会係長以上職員 災害対策部 現地対策班 消防団全団員 地域整備課全職員 水道課全職員 連絡調整係 危機管理課・総務課職員
第 3 次 (非常態勢)	1 宇多津町で震度6弱以上の地震が観測されたとき。 2 町の全域でなくともその被害が特に甚大であると予想されるときで町長(本部長)が指令したとき。	本部員及び各班員全員をもってあたるもので、状況により直ちに活動を開始できる完全な態勢とする。 【全職員参集】
備考 動員時期及び配備内容については、地震の状況または異常な自然現象あるいは人為的原因等により、町本部長が認めたときは、変更することができる。この場合は、別に指示する。		

(2) 津波災害

種 別	動 員 時 期	配 備 内 容
第 1 次 (準備態勢)	1 香川県周辺の津波予報区に津波注意報が発表されたとき。 2 その他必要により町長（本部長）が指定したとき。	情報連絡活動を主とし、次の各班が待機し、災害対策にあたる。 総 務 班 危機管理課全職員 総務課全職員 警 戒 班 地域整備課全職員 水道課全職員 消防団全団員 連絡調整係 危機管理課・総務課職員
第 2 次 (警戒態勢)	1 香川県に津波注意報が発表されたとき。 2 その他の状況により、町長（本部長）が指定したとき。	事態の推移に伴い速やかに第3次動員態勢に切替え得る態勢とする。 情報対策部 総 務 班 危機管理課全職員 総務課全職員 議会事務局係長以上職員 情報連絡班 税務課係長以上職員 出納室係長以上職員 避難所準備班 まちづくり課係長以上職員 住民生活課係長以上職員 保健福祉課係長以上職員 健康増進課係長以上職員 教育委員会係長以上職員 災害対策部 現地対策班 消防団全団員 地域整備課全職員 水道課全職員 連絡調整係 危機管理課・総務課職員
第 3 次 (非常態勢)	1 香川県に津波警報、大津波警報（特別警報）が発表されたとき。 2 町の全域でなくともその被害が特に甚大であると予想されるときで町長（本部長）が指令したとき。	本部員及び各班員全員をもってあたるもので、状況により直ちに活動が開始できる完全な態勢とする。 【全職員参集】
備考 動員時期及び配備内容については、地震・津波の状況または異常な自然現象あるいは人為的原因等により、町本部長が認めたときは、変更することができる。この場合は、別に指示する。		

2 動員の方法

(1) 勤務時間中における動員

危機管理課長は、庁内放送及び庁内電話により、職員に動員の伝達を行う。

また、消防団にあっても、危機管理課長が直ちに消防団長に連絡するものとする。

庁内放送及び庁内電話が使用できないときは、危機管理課長は、課員の使送により、各課へ動員の伝達を行う。

(2) 勤務時間外における動員

職員は、通信手段が途絶することも考えられるので、地震発生後直ちにラジオ、テレビを視聴し、前記動員の基準により自主参集するものとする。

なお、参集に当たっては、自動車（二輪を除く。）を使用しないものとする。

(3) 動員の報告

各課長は、職員の動員状況を速やかに把握し、危機管理課長に登庁人員数等を報告する。

第3 防災関係機関の応援等

1 知事に対する応援要請

町長は、応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に次の事項を明らかにして応援を求め、または応急措置の実施を要請する。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする人員、装備、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) その他応援に関し必要な事項

2 他の市町等に対する応援要請

町長は、応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町長に応援要請を行うものとする。

なお、消防活動については、「香川県消防相互応援協定」（昭和61年12月1日 5市長38町長6組合管理者締結）により、相互応援を行う。

3 自衛隊に対する災害派遣要請

- (1) 知事が、自衛隊の派遣を要請するものとする。
- (2) 災害派遣要請要領

ア 町長は、自衛隊に対する災害派遣要請の必要が生じる可能性があるとは判断される場合、知事に対し、状況判断に必要な情報を可及的速やかに提供する。

イ 町長は、自衛隊に対する災害派遣要請を必要とする場合には、知事に次の事項を記載した文書を提出する。

ただし、事態が急迫し、文書で行ういとまがないときは、電信、電話等で要請し、事後速やかに文書を提出する。

- ・災害の状況及び派遣を要請する事由
- ・派遣を希望する期間
- ・派遣を希望する地域及び活動内容
- ・その他参考事項

ウ 町長は、地震災害に際し、特に緊急を要し、かつ前記イの要請を行うことができないときは、速やかに最寄りの自衛隊に通知するものとする。この場合、町長は、速やかにその旨を知事に通知する。

(3) 派遣部隊の受け入れ体制

町長は、派遣部隊の活動に必要な資機材、宿泊施設、野営施設その他必要な諸施設の準備及び派遣部隊の活動に対する協力並びに派遣部隊と県及び町の連絡調整等の受け入れ体制を整備するものとする。

(4) 災害派遣部隊の撤収

町長は、知事及び派遣部隊の長と協議のうえ、派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、知事が派遣部隊の撤収を要請する。

第4 ボランティアの受け入れ等

1 防災ボランティアの役割分担

地震災害時に防災ボランティアの活動が迅速かつ効果的に実施できるよう、防災ボランティアの役割について、速やかに調整する。

地震災害時の防災ボランティアの活動は、次のとおりとする。

- (1) 救援物資の整理・搬送
- (2) 応急手当
- (3) 医療救護活動
- (4) 情報の収集・伝達
- (5) 交通案内
- (6) 避難所での世話
- (7) 炊き出し
- (8) 安否調査
- (9) その他

2 防災ボランティアの受け入れ

必要とする防災ボランティアの人員及び業務等を県に連絡する。

第2節 広域応援計画・広域避難受入計画

「地震対策編 第3章 第2節 広域応援計画・広域避難受入計画」を参照する。

第3節 自衛隊災害派遣要請計画

「地震対策編 第3章 第3節 自衛隊災害派遣要請計画」を参照する。

第4節 津波情報等伝達計画

津波警報等、津波に関する情報を一刻も早く住民等に伝達するため、迅速かつ的確な情報収集、伝達等の方法等について定める。

第1 津波警報等、津波に関する情報

1 大津波警報、津波警報、津波注意報

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

高松地方気象台は、津波による災害の発生が予想される場合に、気象庁及び大阪管区気象台が発表する大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を関係機関に通知する。

津波警報等の発表は、地震が発生した場合に地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求めることにより、地震が発生してから約3分を目標に、全国の沿岸を66に区分した津波予報区毎に行われる。なお、香川県沿岸は、全域が1つの予報区に設定され、予報区名称は「香川県」となっている。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。

ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 津波警報等の留意事項等

- ア 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- イ 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ウ 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

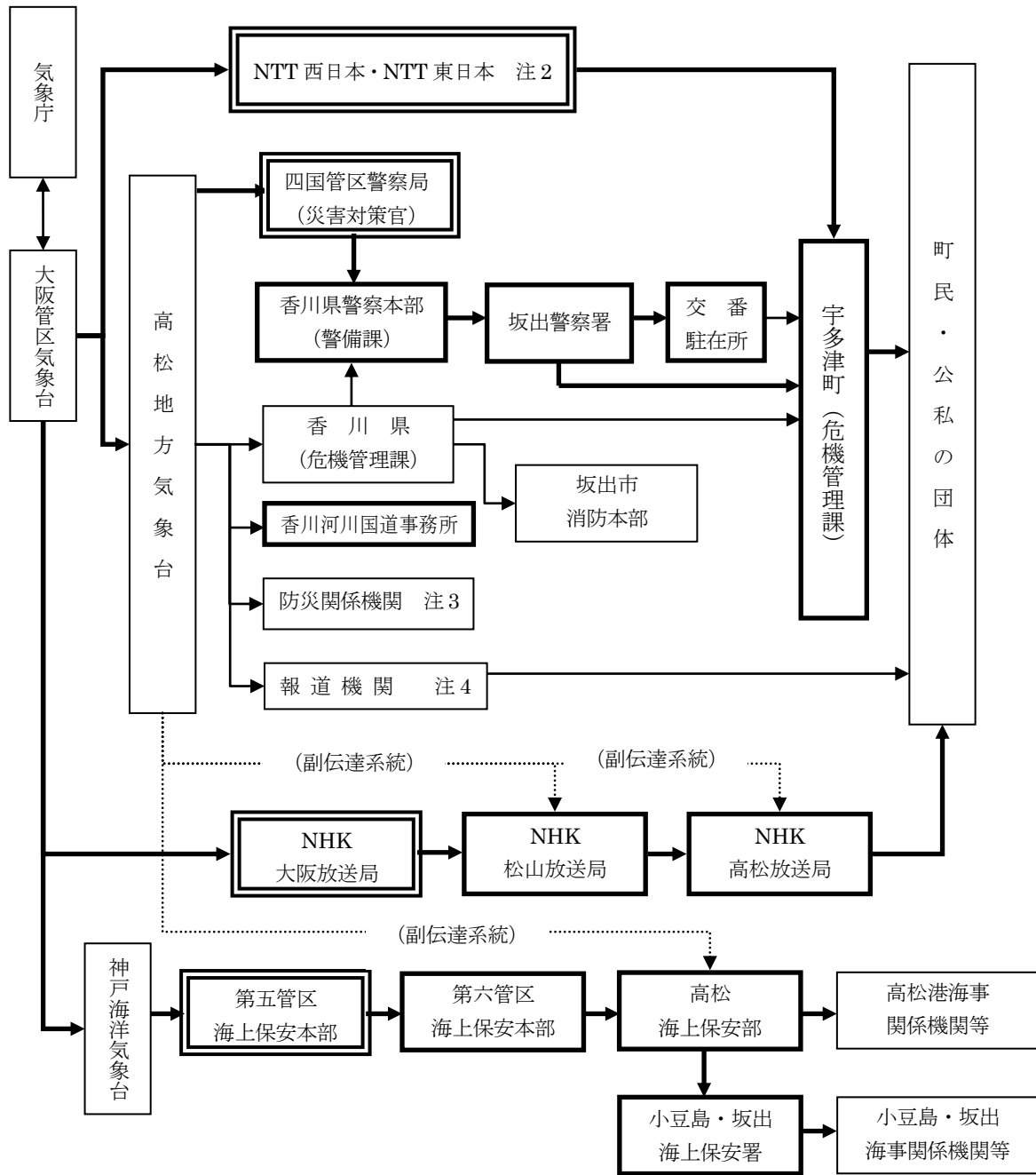
2 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

大津波警報・津波警報・注意報の伝達系統図



- (注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。
 2 NTT 西日本・NTT 東日本へは、警報の発表及び解除だけを通知する。
 3 防災関係機関とは、香川河川国道事務所、高松港湾・空港整備事務所、四国運輸局、陸上自衛隊第14旅団、四国旅客鉄道(株)、四国電力(株)である。
 4 報道機関とは、西日本放送、瀬戸内海放送、四国新聞社、共同通信社である。
 5 は、伝達中枢である。

3 津波に関する情報

高松地方気象台は、気象庁及び大阪管区気象台が発表する津波に関する情報を関係機関に通知する。また、公衆の利便をさらに増進させるため必要があると認めた場合は、自官署で収集した資料及び状況を付加して発表することがある。

(1) 発表基準

- ア 香川県に大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき。
- イ その他津波に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるとき。

(2) 津波情報の種類と内容

情報の種類	情報の内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	香川県に最も早く到達すると予想される津波の到達時刻及び津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表する。震源要素も併せて発表する。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	高松検潮所、与島検潮所及び多度津検潮所における満潮時刻及び到達すると予想される津波の到達時刻を発表する他、香川県に最も早く到達すると予想される津波の到達時刻も発表する。震源要素も併せて発表する。
津波に関する情報	高松検潮所、与島検潮所及び多度津検潮所に最も早く到達した津波の到達時刻及び到達した津波の高さ並びに津波の最大の高さ及びその観測時刻を発表する。（※1）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。（※2）
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表する。 津波予報（津波の心配がない場合を除く）を含めて発表する。

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	（すべて数値で発表）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。

- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ただし、沿岸からの距離が 100 k m を超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

最大波の観測値及び推定地の発表内容（沿岸から 100 k m 程度以内にある沖合の観測点）

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

【津波情報の留意事項等】

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④沖合の津波観測に関する情報

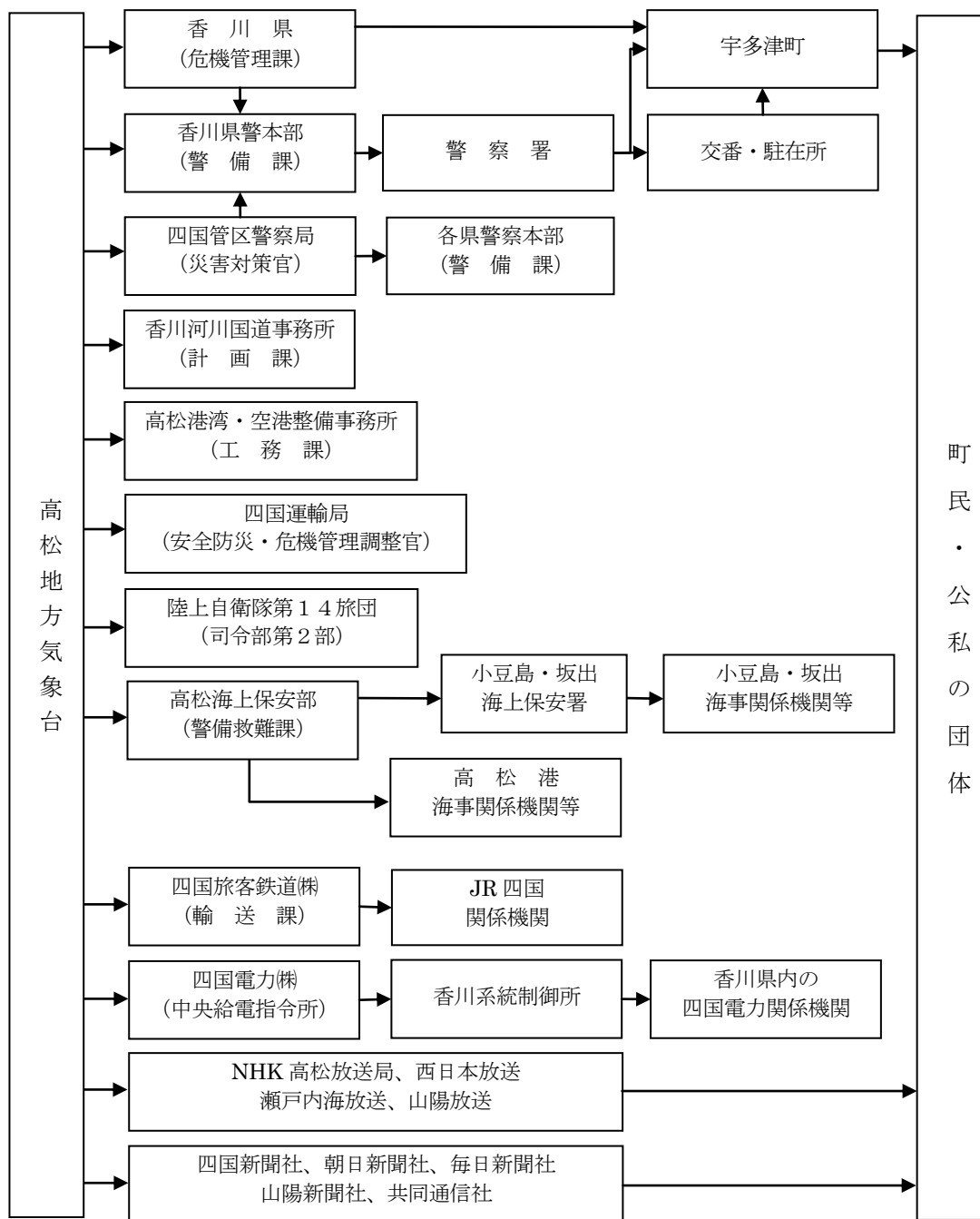
- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

津波情報で用いる津波観測点

名称	所在地	所属
高松検潮所	高松市北浜町 103-1 地先	気象庁
与島検潮所	坂出市与島町	港湾局
多度津検潮所	仲多度郡多度津町	港湾局

地震及び津波に関する情報の伝達系統図



4 地震解説資料

高松地方気象台は、香川県に大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたとき、又は関係者の依頼があり特に必要と認められるときは、地震解説資料を作成し防災関係機関に提供する。

第2 県の情報収集・伝達体制等

県は、高松地方気象台から送られてきた大津波警報・津波警報・津波注意報、津波に関する情報等を、県防災情報システムで防災関係者の携帯電話端末等にメール配信するとともに、直ちに県防災行政無線により町、消防機関等へ一斉同報する。

第3 関係機関の伝達

- 1 県警察本部は、大津波警報・津波警報・注意報、津波に関する情報の通報を受けたときは、直ちに所管の通信網により坂出警察署を通じて、関係市町等に連絡する。
- 2 坂出海上保安署は、大津波警報・津波警報・注意報、津波に関する情報の通報を受けたときは、直ちに船舶無線により航行船舶、操業漁船等に周知し注意を喚起するとともに、巡視船艇により港内在泊船、海上作業関係者、釣り客等に周知し、沿岸付近からの避難を勧告する。

第4 町民等への伝達等

町は、大津波警報・津波警報・注意報等の通知があれば、町民等に対して、携帯電話の緊急速報メール配信を活用し周知する。

また、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、CATV、広報車、防災ラジオ等を活用し、周知するとともに、次の措置を講じる。

1 津波注意報が発表されたとき

- (1) 町民、漁協及び港湾関係者等に注意報を伝達し、避難を指示する。また、海浜のレジャー客（釣り人、遊泳者等）に対して、避難の伝達に努める。
- (2) 安全な場所から海面の監視等を行い、その結果、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、町民等に対して、避難の勧告等必要な対応を行う。

2 大津波警報・津波警報が発表されたとき

直ちに、町民、漁協、港湾関係者及び海浜のレジャー客等に対して、あらゆる手段をもって、緊急に避難の指示等必要な対応を行う。

第5 異常現象発見者の通報義務等

海面の昇降等災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町又は警察署若しくは坂出海上保安署に通報しなければならない。通報を受けた警察署又は坂出海上保安署は、その旨を速やかに町に通報する。

この通報を受けた町は、その旨を速やかに県、高松地方気象台及びその他の関係機関に通報するとともに、町民及び関係団体等に周知するものとする。

第5節 災害情報収集・伝達計画

「地震対策編 第3章 第5節 災害情報収集・伝達計画」を参照する。

第6節 通信運用計画

「地震対策編 第3章 第6節 通信運用計画」を参照する。

第7節 広報計画

「地震対策編 第3章 第7節 広報計画」を参照する。

第8節 津波避難計画

下記記載以外については、「地震対策編 第3章 第8節 避難計画」を参照する。

第1 総則

1 計画の目的

この計画は、津波が発生した場合にその発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間の間、住民等の生命及び身体の安全を確保するための避難計画とする。

本町においては、南海トラフ（最大クラス）の地震・津波により、宇多津港の海面変動影響開始時間（地震発生後の海面に20cm前後の変動が生じるまでの時間）が38分と想定されており、それまでの間に、津波浸水予想地域である新開地区、新町地区を中心とした地域の住民を安全に避難誘導することを目的とする。

2 計画の修正

この計画は毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

3 用語の意義

この計画において、使用する用語の意味等は次のとおりである。

用語	用語の意味等
津波浸水予想地域	津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸区域の範囲
避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水予想地域に基づき町が指定する地域及び地区
指定緊急避難場所	津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に町が指定する場所
避難目標地点	津波の危険から避難するために、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点

第2 避難計画

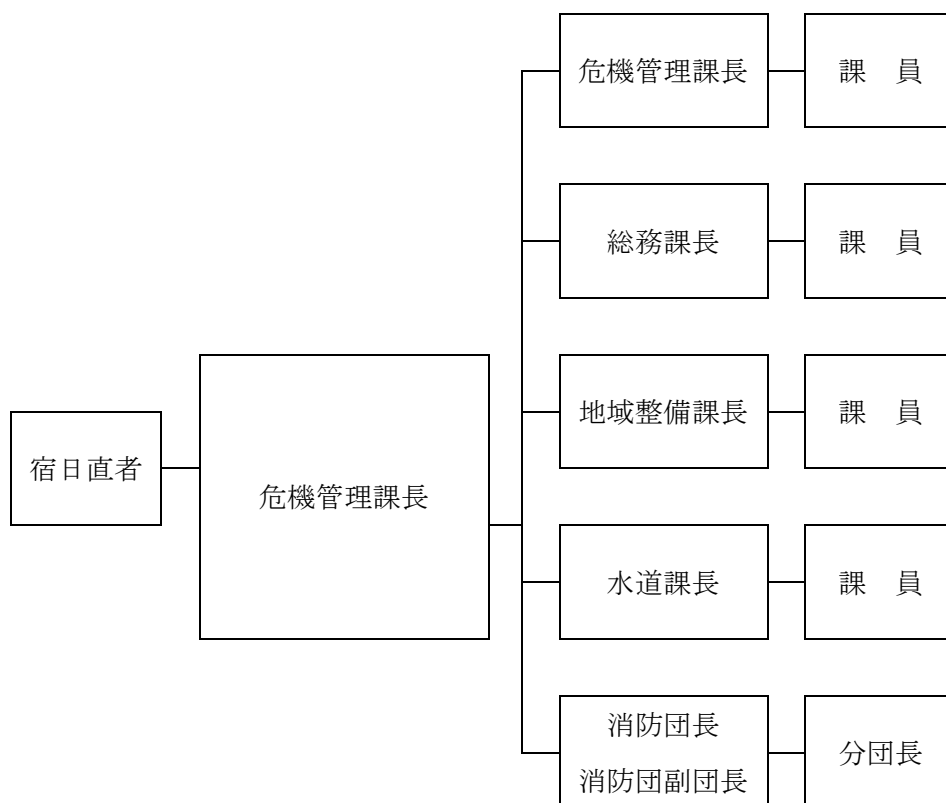
宇多津町津波ハザードマップ（平成25年度作成）に示されている避難方向に基づき、まずは指定緊急避難場所や高台等への避難行動を促し、津波警報・大津波警報が解除された後に、必要に応じて指定避難所（広域避難所）などに避難することを基本とする。（資料5 避難収容関係）

第3 職員の初動体制

1 職員の連絡・参集体制

(1) 勤務時間外に津波注意報が発表された場合の町職員（消防団を含む。）の連絡・参集体制は、第3章第1節に定めるもののほか、次によるものとする。

連絡方法にあつては、同報系防災行政無線（戸別受信機）及び電話により、迅速かつ正確に行うものとする。



(2) 職員は、震度4の地震が観測されたとき及び津波注意報が発表されたときは、第2次動員体制により参集するものとするが、震度5弱以上の地震が観測されたときまたは香川県に津波警報、大津波警報が発表されたときは、第3動員体制により参集するものとする。

2 津波情報等の収集

津波注意報、津波警報、大津波警報、津波に関する情報は香川県防災情報システムまたは香川県防災行政無線により受信するものとし、受信経路は次のとおりとする。



3 海面監視・被害情報の収集体制

- (1) 海面監視は、高台等から海面状態を監視する。(情報カメラ等を用いる。)
- (2) 被害情報の収集体制は、次のとおりとする。
 - a 津波警報発表時の初動活動は、「大規模災害発生時職員初動対応マニュアル」によるものとする。
 - b 被害情報の収集は、災害対策本部等の情報班が行うほか、各職員が参集途上においても収集するものとする。

第4 避難勧告・指示の発令

1 発令基準

- (1) 津波警報、大津波警報の認知または通知を受けたときは直ちに避難指示を発令する。
- (2) 津波注意報の認知または通知を受けたときまたは強い地震(震度4以上)を感じた場合で、町長が必要と認めた場合に避難指示を発令する。

2 発令解除基準

- (1) 原則として、津波注意報又は津波警報、大津波警報の解除の通知を受けたとき
- (2) 津波が来襲した場合は、漂流物等の影響で危険な状態が継続するおそれがあるため、津波注意報又は津波警報、大津波警報が解除された後、沿岸部を巡回し、危険な状態を脱したと町長が判断したとき

3 伝達方法

- (1) 住民等への伝達方法は、同報系防災行政無線を使用する。
- (2) 補完的に広報車も使用する。
- (3) 補完的に香川県防災情報システムや避難情報に関する申し合わせに基づく報道機関への情報提供も使用する。
- (4) 時間的余裕がある場合には、大規模集客施設等管理者・学校施設等管理者に対して、直接連絡する。

第5 津波対策の教育・啓発

- 1 津波に関する基礎的な知識、応急対策、避難等については、町広報紙及び町ホームページ、フェイスブックページ等により啓発を行う。
- 2 消防団員、自主防災組織、ボランティア、事業所の防災担当者等について、普及啓発やワークショップの運営を担当できる内容の研修を実施するように努める。(防災知識のみでなく、

啓発技法等についても研修する。)

第6 津波避難訓練の実施

- 1 円滑な避難と津波対策の問題点の検証を行うため、避難対象地域を中心に毎年1回以上の津波避難訓練を含めた防災訓練の実施に努めるものとする。
- 2 訓練参加者には、津波避難に関する研修を実施し、訓練終了後には、参加者から意見を聞く機会を設けるなどして、訓練の内容・方法・問題点等の検証を行うものとする。

第7 要支援者対策

- 1 障害者、高齢者等
 - (1) 災害が発生したときは、直ちに避難行動要支援者名簿を利用するなどして、高齢者、障がい者等の安否確認、被災状況の把握に努める。
 - (2) 援護の必要な者を発見したときは、避難所への移送、施設への緊急入所などの措置を行う。
- 2 観光客等
 - (1) 観光関連施設関係者の協力を得て、情報班及び避難者対策班は観光客や釣り客等に避難を呼びかけるとともに、津波浸水予想地域外への避難を徹底するものとする。
 - (2) 広報車による避難広報も併せて実施し、取り残される者が無いよう広報を行うとともに、地理不案内の外来者等には、個別に津波浸水予想地域外や避難所に誘導するものとする。
 - (3) 観光客等の中で、援護の必要な者が発生または発見したときは、避難所への移送、施設への緊急入所などの措置を行う。

第9節 二次災害防止対策

「地震対策編 第3章 第9節 二次災害防止対策」を参照する。

第10節 消防に関する計画

「地震対策編 第3章 第10節 消防に関する計画」を参照する。

第11節 水防活動に関する対策

第1 監視、警戒活動

水防活動のための具体的な内容については、宇多津町水防計画の定めるところによる。

第2 応急措置

水防施設の管理者は、被害の拡大を防止するため、堤防、水門、ため池等の被害箇所の応急措置を迅速かつ的確に行う。

- 1 町及び県は、それぞれの水防計画において、津波に係る水防活動について速やかに定めるものとする。
- 2 町は、津波災害の発生が予想されるときは、1で定める水防計画により水防体制をとるものとする。
- 3 河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、津波災害の発生が予想されるときは、水防計画に定めるところにより適切な操作を行い、被害の軽減、防止に努める。
- 4 津波の発生時における水防活動に従事する者は、自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。
- 5 津波に係る水防活動にあたっては、消防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導等の活動を実施するものとする。

第12節 輸送対策

「地震対策編 第3章 第12節 輸送対策」を参照する。

第13節 給食計画

「地震対策編 第3章 第13節 給食計画」を参照する。

第14節 給水計画

「地震対策編 第3章 第14節 給水計画」を参照する。

第15節 生活必需品等供給計画

「地震対策編 第3章 第15節 生活必需品等供給計画」を参照する。

第16節 医療救護計画

「地震対策編 第3章 第16節 医療救護計画」を参照する。

第17節 公共施設の応急復旧に関する対策

「地震対策編 第3章 第17節 公共施設の応急復旧に関する対策」を参照する。

第18節 危険物施設等災害応急対策計画

「地震対策編 第3章 第18節 危険物施設等災害応急対策計画」を参照する。

第19節 防疫、保健衛生計画

「地震対策編 第3章 第19節 防疫、保健衛生計画」を参照する。

第20節 廃棄物処理計画

「地震対策編 第3章 第20節 廃棄物処理計画」を参照する。

第 2 1 節 遺体の捜索、処理、火葬・埋葬計画

「地震対策編 第 3 章 第 2 1 節 遺体の捜索、処理、火葬・埋葬計画」を参照する。

第 2 2 節 文教対策計画

「地震対策編 第 3 章 第 2 2 節 文教対策計画」を参照する。

第 2 3 節 住宅の応急確保対策

「地震対策編 第 3 章 第 2 3 節 住宅の応急確保対策」を参照する。

第 2 4 節 社会秩序維持計画

「地震対策編 第 3 章 第 2 4 節 社会秩序維持計画」を参照する。

第 2 5 節 ライフライン等応急復旧計画

「地震対策編 第 3 章 第 2 5 節 ライフライン等応急復旧計画」を参照する。

第 2 6 節 農林水産関係応急対策計画

「地震対策編 第 3 章 第 2 6 節 農林水産関係応急対策計画」を参照する。

第 2 7 節 ボランティア受入計画

「地震対策編 第 3 章 第 2 7 節 ボランティア受入計画」を参照する。

第 2 8 節 要配慮者応急対策計画

「地震対策編 第 3 章 第 2 8 節 要配慮者応急対策計画」を参照する。

第 2 9 節 災害救助法の適用計画

「地震対策編 第 3 章 第 2 9 節 災害救助法の適用計画」を参照する。

第4章 災害復旧計画

第1節 復旧・復興の基本方針

「地震対策編 第4章 第1節 復旧・復興の基本方針」を参照する。

第2節 民生安定のための緊急措置に関する計画

「地震対策編 第4章 第2節 民生安定のための緊急措置に関する計画」を参照する。

第3節 激甚災害の指定に関する計画

「地震対策編 第4章 第3節 激甚災害の指定に関する計画」を参照する。